

**「ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が
充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」**

ならびに

**「鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示
の標準となるべき事項を定める省令」**

改正に伴う

全国清涼飲料連合会自主ガイドライン

改訂1版

制定 2020年 4月 1日

改訂 2022年 5月20日

(一社) 全国清涼飲料連合会

2020年4月1日付にて、「ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」ならびに「鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」（対象の二つの省令をまとめて、以下「今回改正の省令」）が改正されたのに伴い、全国清涼飲料連合会（以下「全清飲」）では以下の内容について自主ガイドラインを制定する。なお、今回改正の省令の施行日は「充てん日基準」であり、今回改正の省令の適用は「2020年4月1日以降に充てんされた製品」が対象となる。

I. PET 識別マーク、アルミ缶識別マーク、ならびにスチール缶識別マークの最小表示サイズの縮小に伴う留意事項

1. PET 識別マーク、アルミ缶識別マーク、ならびにスチール缶識別マークの表示サイズの縮小に伴い、識別マークを一括表示の近くに表示するなど、小さくなった識別マークが容易に確認できることへの最大限の配慮をすること
2. PET 識別マーク、アルミ缶識別マーク、ならびにスチール缶識別マークの縮小は、増大する表示義務項目の記載に対応する為であることの主旨を十分に配慮した上で運用すること
3. PET 識別マーク、アルミ缶識別マーク、ならびにスチール缶識別マークの表示縮小に伴う問い合わせを消費者等より受けた場合は下記のガイドラインに沿って誠意をもって回答する

（1）想定Q1：なぜ識別マークを小さくするのか？

推奨回答例：食品表示法施行以後、消費者の食品の摂取時の安全性の強化に向けて表示すべき事項が昨今大幅に増えており、識別マーク（注1）のサイズを見直す事により追加の食品表示スペースを確保させていただくことになりました。

<追加の想定Q>：「どのような追加的表示がいつから義務付けられているのか？」

推奨回答例：食品表示法施行以降、栄養成分表示や原材料表示における「原材料」と「添加物」の分割表示、「表示内容に責任を有する者（販売者等）」、「製造所の氏名・名称（会社名等）と所在地（住所）」、「原料原産地表示」が義務付けられます。これらをラベルに追加表示することは相当のスペースが必要なことに是非ご理解をいただきたい。

（注1）消費者に識別マークの意味を問われた場合は「リサイクルマーク」と説明
（参考情報）：

食品表示法：2015年4月1日施行、2020年3月31日猶予期間終了、
2020年4月1日より完全移行

原材料原産地表示対応：2017年9月1日施行、2022年3月31日猶予期間終了、
2022年4月1日より完全移行

(2) 想定Q2：識別マークを小さくしても適正な分別収集はできるのか？

推奨回答例：消費者の食の安全と適切な情報の提供の観点から、清涼飲料製品への表示項目増大に関して、清涼飲料業界としても積極的に対応している点を強調させていただきます。その表示スペースを確保する目的で識別マークを小さくすることにいたしました。日本の分別収集は世界的に見ても非常に高いレベルにあります。リサイクル率はPETボトルが85%、スチール缶とアルミ缶においては90%以上であり、リサイクルに対する消費者の意識は非常に高いものと認識しています。かかる状況も鑑み、識別マークの大きさについて慎重な検討を繰り返した結果、新しいサイズの識別マークでも消費者のみならず各リサイクル関係者の混乱はおきないと判断しています。また、業界自主ガイドラインでも一括表示の近くに識別マークを記載するよう推奨しています

II. 150ml未満のPETボトル容器におけるPET識別マークおよびその他の識別マーク記載の推奨

150ml未満のPETボトル容器におけるPET識別マークの刻印ならびに印刷またはラベルの表示については、今回の省令改正において変更はなく、従来どおり、刻印と印刷または表示の義務はないものの、昨今、150ml未満のPETボトル容器の市場は拡大しており、今後、PETの100%有効利用を推進する観点からは、150ml未満のPETボトル容器においてもPET識別マークの表示が望ましい。よって、業界ガイドラインとして、150ml未満のPETボトル容器の場合においてもPETボトル容器へのPET識別マークの刻印かつラベルの表示を本ガイドラインでは推奨する。

III. 「複数の個別の容器を包装する販売単位としての一体容器包装（以下、「販売単位としての一体容器包装」）」の場合における自主ガイドラインとしての追加的義務事項ならびに推奨事項

1. 「販売単位としての一体容器包装」の定義と省令改正の趣旨：

省令において、「複数の個別の容器を包装する販売単位としての一体容器包装（段ボール、紙等又はこれらの複合の外装のある販売単位としての一体容器包装。）」と定義する。例としては、段ボールケース販売商品、および紙外装等によるマルチパック等がこれに該当する。今回の省令改正の趣旨は、販売単位としての一体容器包装の場合において、廃棄物の削減（リデュース）を促進するとともに、消費者が識別マークを表示したタックシール等を剥がし分別する手間を省くため、外装に表示する際の個別容器包装への表示を簡略化することとした。

2. 「販売単位としての一体容器包装」に限って、PET ボトルについては、外装に表示するときは、個別容器への PET 識別マークの印刷またはラベルの表示を省略することが可能になった

(1) 今回改正の省令により、以下の全ての条件を満足する場合は、個別容器本体の PET 識別マークの印刷またはラベルの表示の省略ができることになった

- ① 販売単位としての一体容器包装（段ボール、紙等又はこれらの複合の外装）である
- ② 全ての流通段階において当該外装のある販売単位で最終消費者に販売される
- ③ 外装のある販売単位に包装される個別の容器の底部又は側部に一箇所以上の刻印による PET 識別マークがある
- ④ 外装に PET 識別マークの刻印、印刷またはラベルの表示があり、その役割名が併記されている

(2) 注意事項

- ① PET 識別マークのキャップ天面の表示についての注意事項

PET 識別マークのキャップ天面への表示は省令で認められておらず、PET ボトル本体への印刷またはラベル表示の代替とはならない

- ② PET 以外の識別マークの刻印、印刷、ラベル等による表示義務は従来どおりで変更なし（例：キャップ等）

3. 2.-(1)に基づいた一体容器包装の場合に限っての個別容器本体への PET 識別マークの印刷またはラベルの表示を省略した場合における、販売単位としての一体容器包装の販売における外装表示について

(1) 食品表示法に基づく外装への表示

販売単位としての一体容器包装の販売においては、以下の食品表示基準における義務表示事項を外装に表示しなければならない。以下に記載のない事例を判断する場合は食品表示基準に従う。

【表示義務】

- ① 食品表示基準における一括表示義務事項（含む特定原材料 7 品目）
- ② 栄養成分表示の表示義務事項

【表示方法】

- ③ 販売単位としての一体容器包装を開かなくとも見える場所に表示
- ④ 原則として一括して表示
- ⑤ 日本語で表示

(2) 識別マークの外装表示

① PET 識別マーク（義務）

2.-(1)に基づいた一体容器包装の場合に限っての個別容器本体への PET 識別マークの印刷またはラベルの表示を省略した場合においては、外装に PET 識別マークの表示が必要。省令では外装に「一辺の長さ 28mm 以上（様式三）」にて表示することが規定されているが、消費者の視認性確保の観点から、可能な限り規定より大きく表示することを推奨する。また、外装が段ボールの場合は、段ボールのリサイクルの観点から、ラベルではなく、印刷または刻印による表示をすることを推奨する。

② 段ボールのリサイクルマーク（推奨）

(3) 表示の様式（推奨）

① 文字 12 ポイント以上（段ボールの場合）

② 数字 9 ポイント以上（段ボールの場合）

(4) 法的表示義務はないが全清飲ガイドラインとして自主的に外装に表示する事項

① 必須事項

「ケース販売限定」、「お店で開封しないでください」等の「複数の個別の容器を包装する販売単位としての一体容器包装」であることの表示

② 推奨事項

- バーコード、I T Fコード
- リサイクル啓発文章
- 自主的記載が望ましい識別マーク（段ボールなど）
- アレルギー表示（食品表示基準で義務化されている特定原材料 7 品目以外の 21 品目）の内、該当する品目がある場合はその表示

4. 2.-(1)に基づいた一体容器包装の場合に限っての個別容器本体への PET 識別マークの印刷またはラベルの表示を省略した場合における、「個別容器（飲用単位）」にガイドラインとして自主的に表示すべき事項（本ガイドラインにおいて「会員の義務」と規定する個別容器本体への表示項目）

個別容器（飲用単位）ごとに、下記の要領で表示する。

(1) 表示項目

- ① 社名または社名を特定できるロゴ、または記号
- ② 商品名またはブランドを特定できるロゴ、またはカテゴリ名
- ③ 製造所固有記号（製造所固有記号を取得している場合）
- ④ アレルギー表示(該当する品目がある場合)
※アスパルテーム使用時は「L-フェニルアラニン化合物」を含む旨の表示
- ⑤ 商品や製造所固有記号に関する問い合わせ先
- ⑥ 賞味期限

(2) 表示位置

ボトル本体またはキャップの消費者が視認しやすい場所とする。

(3) 表示方法

- ① ボトル本体への表示方法
消費者が視認しやすい方法（インクジェット印字、レーザー印字、刻印等）とする。
ただし、ボトル本体へのインクジェットプリンターにおける印字は、リサイクルへの負荷を考慮して、おおよそ10ポイント15字以内とする。
- ② キャップへの表示方法
特に規定しない。

5. 販売単位としての一体容器包装の商品の販売における、「指定販売単位以外では販売ができない」旨の販売先に対する十分な説明（推奨）

販売単位としての一体容器包装の商品の販売においては、お客様に対し、当該商品が「複数の個別の容器を販売単位としての一体容器包装」での販売を前提した商品であり、指定販売単位以外では販売ができない事を十分に説明し、下記の事項が含まれる内容を書面にて確認する事を推奨する。

- (1) 当該商品が指定販売単位（ケース販売、マルチパック販売等）での限定販売商品であること
- (2) 指定販売単位以外では販売ができない為、指定販売単位を開封して販売しないこと

IV. 識別マークの清刷りの請求先

1. PET 識別マーク

PET ボトルリサイクル推進協議会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 7-16

2. アルミ缶、スチール缶識別マーク

公益社団法人 食品容器環境美化協会

〒108-0023 東京都港区芝浦 2-15-16

3. 段ボールのリサイクルマーク

全国段ボール工業組合連合会

〒104-8139 東京都中央区銀座3丁目9-11

V. 本件に関する問い合わせ先

一般社団法人 全国清涼飲料連合会 技術部

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町 2-9-2

(TEL) 03-6260-9260

(変更履歴)

- 1 2022年5月20日改訂。主な改訂内容は“Ⅲ.4.「個別容器（飲用単位）」にガイドラインとして自主的に表示すべき事項”のすべての表示項目についてボトル本体への表示を可能とし、その表示位置と表示方法を明記した。

改訂後	改訂前
<p>III. 「複数の個別の容器を包装する販売単位としての一体容器包装（以下、「販売単位としての一体容器包装）」の場合における自主ガイドラインとしての追加的義務事項ならびに推奨事項</p> <p>(略)</p> <p>4. 2.-(1)に基づいた一体容器包装の場合に限っての個別容器本体への PET 識別マークの印刷またはラベルの表示を省略した場合における、「個別容器（飲用単位）」にガイドラインとして自主的に表示すべき事項（本ガイドラインにおいて「会員の義務」と規定する個別容器本体への表示項目）</p> <p><u>個別容器（飲用単位）ごとに、下記の要領で表示する。</u></p> <p><u>（１）表示項目</u></p> <p>①社名または社名を特定できるロゴ、または記号</p> <p>②商品名またはブランドを特定できるロゴ、<u>またはカテゴリー名</u></p> <p>③製造所固有記号（製造所固有記号を取得している場合）</p> <p>④<u>アレルギー表示(該当する品目がある場合)</u> <u>※アスパルテーム使用時は「L-フェニルアラニン化合物」を含む旨の表示</u></p> <p>⑤商品や製造所固有記号に関する問い合わせ先</p> <p>⑥<u>賞味期限</u></p> <p><u>（２）表示位置</u></p> <p><u>ボトル本体またはキャップの消費者が視認しやすい場所とする。</u></p> <p><u>（３）表示方法</u></p> <p>①<u>ボトル本体への表示方法</u></p>	<p>III. 「複数の個別の容器を包装する販売単位としての一体容器包装（以下、「販売単位としての一体容器包装）」の場合における自主ガイドラインとしての追加的義務事項ならびに推奨事項</p> <p>(略)</p> <p>4. 2.-(1)に基づいた一体容器包装の場合に限っての個別容器本体への PET 識別マークの印刷またはラベルの表示を省略した場合における、「個別容器（飲用単位）」にガイドラインとして自主的に表示すべき事項（本ガイドラインにおいて「会員の義務」と規定する個別容器本体への表示項目）</p> <p><u>個別容器（飲用単位）ごとに、キャップ（リング含む）に下記を表示する。（①社名、③製造所固有記号、および⑥賞味期限は PET ボトル本体への表示も可。なお、社名、製造所固有記号、賞味期限については、現在の賞味期限、製造所固有記号と同等な微小である限り、ボトル本体への印字も可。）</u></p> <p>①社名または社名を特定できるロゴ、または記号</p> <p>②商品名またはブランドを特定できるロゴ、<u>または記号</u></p> <p>③製造所固有記号（製造所固有記号が取得できている場合）</p> <p>④<u>アレルギー表示の内、該当する品目がある場合はその表示</u></p> <p>⑤商品や製造所固有記号に関する問い合わせ先</p> <p>⑥<u>賞味期限の分かりやすい場所への表示</u></p>

<p><u>消費者が視認しやすい方法（インクジェット印字、レーザー印字、刻印等）とする。ただし、ボトル本体へのインクジェットプリンターにおける印字は、リサイクルへの負荷を考慮して、おおよそ10ポイント15字以内とする。</u></p> <p><u>②キャップへの表示方法</u> 特に規定しない。</p> <p>(略)</p> <p>V. 本件に関する問い合わせ先</p> <p>一般社団法人 全国清涼飲料連合会 <u>技術部</u> 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2-9-2 (TEL) 03-6260-9260</p>	<p>(略)</p> <p>V. 本件に関する問い合わせ先</p> <p>一般社団法人 全国清涼飲料連合会 <u>企画部</u> 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2-9-2 (TEL) 03-6260-9260</p>
---	--

変更の補足

- ① 内容を理解しやすくするため、表示項目、表示位置、表示方法に分けて記載した。
- ② 安全性の観点から、表示項目に「L-フェニルアラニン化合物を含む旨の表示」を追加した。
- ③ レーザー印字技術が開発されたことやキャップの共用を望む事業者もいることから、表示位置を特定せずに“ボトル本体またはキャップの消費者が視認しやすい場所”とした。
- ④ ボトルへの表示方法は現在利用されている方法だけでなく、今後開発される方法も採用可能とすることを意図して、“消費者が視認しやすい方法（インクジェット印字、レーザー印字、刻印等）”とした。ただし、新規方法のリサイクル適正についてはPETボトルリサイクル推進協議会のPETボトル自主設計ガイドラインへの適合確認が必要である。
- ⑤ インクジェット印字に関して、文字の大きさと文字数は現在流通している製品で最も文字数の多いと思われる製品を参考にした。